

資料編

1. 重点眺望景観の選定の過程について

1. 1 選定の方法

重点眺望景観の選定にあたっては、「重点眺望景観の選定の考え方」（第一部4. 2参照）に基づき、奈良らしい眺望景観 41 件について、選定の考え方 1 及び 2 への適合状況の評価を行い、最後に選定の考え方 3 をもとに、総合的な評価を行う方法をとった。

評価の方法は以下のとおりである。

（1）選定の考え方の評価の基準について

【選定の考え方 1】 「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観であること

①目に見える景観の特性

市民をはじめとした多くの人々が、眺望景観の重要性を共有するためには、眺望景観のなかに視認できる歴史文化遺産の重要性の共有化が不可欠となる。そこで、既存資料から、より多くの人々が目にし、その重要性を共有できると考えられる歴史文化遺産 24 件を抽出し、これらの 24 件の歴史文化遺産が眺望景観にどの程度含まれているかを評価基準として評価した。

【 重要性を共有できると考えられる歴史文化遺産 】

唐招提寺、春日大社、興福寺、東大寺、薬師寺、若草山、元興寺、奈良公園、平城宮跡、秋篠寺、春日山原始林、白毫寺、依水園、浮見堂、海竜王寺、新薬師寺、月ヶ瀬梅林、法華寺、旧柳生藩陣屋跡、西大寺、猿沢池、正暦寺、正倉院（東大寺）、般若寺

②心で感じる景観の特性

「歴史的背景」「民俗文化・生活文化や説話・伝承」が眺望景観の構成要素の関係に反映し、多くの特徴を有しているかどうかを評価基準とし、「視点場の歴史的背景」「視対象の歴史的背景」「視点場に係る民俗文化・生活文化、説話・伝承」「視対象に係る民俗文化・生活文化、説話・伝承」「視点場に係る文学・芸術作品」「視対象に係る文学・芸術作品」「眺望景観の構成要素の関係」の 7 項目についての記載の可否から評価した。

③情報としての景観の特性

これまで視対象・視点場、眺望景観のいずれかが様々な形で情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきたものであるかどうかを評価基準とし、「視点場に係る名所案内記、絵図等」「視対象に係る名所案内記、絵図等」「視点場に係るインベントリー」「視対象に係るインベントリー」の 4 項目の有無から評価した。

【選定の考え方 2】 「保全の課題」「再生の課題」「活用の課題」からみて、特に重点的に保全・再生・活用に取り組むべき眺望景観であること

既に阻害されている眺望景観や阻害のおそれの高い眺望景観に対して、重点的な保全・活用施策を講じることが求められる。そこで、第一部4. 1に掲げる眺望景観の保全・活用の課題のうち、表 1-1 に示す課題の該当数を評価基準として評価した。

表 1-1 眺望景観の保全・活用・再生の課題

課題の種類		課題（阻害のおそれ）	取り組みの方向性
保全の課題	建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について	視対象の前景や背景に建築物等が映りこむおそれがある。	● 高さ規制の強化 など
		塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害するおそれがある。	● 塔屋部の形態・意匠の制限 ● 景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導 など
		周囲と調和しない形態・意匠の建築物等の建築等のおそれがある。	● 景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導 など
		幟や屋外広告物等の乱立のおそれがある。	● 景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定など
	土地利用について	農地転用により農地の広がり感が失われたり、大規模な建築物等が立地し、眺望景観の中に大きく映り込むおそれがある。	● 都市計画区域外における土地利用計画の策定 ● 農空間保全のための制度創設
			● 歴史的風土保存区域の新たな指定や歴史的風土特別保存地区への格上げに向けた検討 など
		農地転用などにより、市街地と農地の際の景観が乱れ、眺望景観を阻害するおそれがある。	● 緑化規定の追加などによる土地利用の際（きわ）の景観形成 など
	歴史的な建築物・工作物等について	町家や農家住宅、石畳、石積みや練壁・土壁などの歴史的な建築物や工作物が失われていくおそれがある。	● 景観重要建造物等の指定や文化財の指定等など、歴史的な建築物や工作物等の保全・助成制度の活用 など
	自然環境について	庭木や生垣が伐採、枯死、又は繁茂して眺望景観が変容するおそれがある。	● 景観重要樹木の指定や庭木・生垣助成などによる庭木や生垣等の適切な管理の推進 など
		街路樹や並木の繁茂や強剪定などにより、眺望景観が変容するおそれがある。	● 景観重要公共施設としての整備方針や剪定方針の設定等による街路樹や並木等の適切な管理の推進 など
		山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などにより、眺望景観が変容するおそれがある。	● 森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進
再生の課題	建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について	周囲と調和しない形態・意匠の建築物等が眺望景観の質を低下させている。	● 当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定 など
		幟や屋外広告物等が映りこんでいる。	● 景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定 ● 集合看板の設置の推進 など
	土地利用について	農地転用による建築物等が農地のなかに浮き立って見える。	● 土地利用の際（きわ）の景観づくりの誘導 ● 必要な場合は、所有者等との協議及び補助による修景の推進 など
	公共建築物・工作物等の高さ・規模・形態・意匠等について	電線類などの道路施設が映りこむ。	● 電線類の地中化の推進 など
	自然的環境について	山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などがみられる。	● 森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進 など
	眺望景観の認知について	眺望景観として十分に認知・認識されていない。	● 観光マップ等と連携した情報発信 ● 心で感じる景観の特性を意識した案内板の設置や情報発信 など
活用の課題	視点場の整備について	視点場が十分に整備されていない。	● 案内板や休憩施設の整備などの視点場整備事業の実施 など
	視点場へのアクセスについて	アクセスが整っていない。	● 周囲の資産の発掘の推進及びそれらと一体となった観光ルートの設定とアクセス道の整備 など

【選定の考え方3】 視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること

視点場周辺において、地区整備計画や協定などにより、住民が主体的に景観づくりに取り組んでいるかどうか、市民団体やまちづくり協議会、NPO法人等が景観づくりに取り組んでいるかどうか等を評価基準とした。なお、これらの活動がみられない場合であっても、今後の取り組みの可能性等を加味して総合的に評価を行った。

(2) 評価の方法について

(1) に示した重点眺望景観の選定の考え方への適合状況をもとに、選定方針1及び選定方針2について、それぞれ以下の方法により、A～Cの3段階に整理した。

【選定の考え方1】 奈良らしさについて

- ①目に見える景観の特性：複数含まれるものをA、1つ含まれるものをB、該当なしをCとした。
- ②心で感じる景観の特性：7～6項目該当をA、5～3項目該当をB、該当数2項目以下をCとした。
- ③情報としての景観の特性：4～3項目該当をA、2～1項目該当をB、該当なしをCとした。
- ◎選定方針1の総合評価：①～③を均等化し、その合計点数で評価した。合計点数が30～20点をA、19～10点をB、9～0点をCとした。

【選定の考え方2】 保全・活用の課題について

- ①保全の課題：重点課題の該当数5項目以上をA、2～4項目該当をB、該当数1項目以下をCとした。
- ②再生の課題：重点課題の該当数2項目以上をA、該当数1項目をB、該当なしをCとした。
- ③活用の課題：重点課題の該当数2項目以上をA、該当数1項目をB、該当なしをCとした。
- ◎選定方針2の総合評価：①～③の合計該当数が5項目以上をA、2～4項目をB、1項目以下をCとした。

そして、「選定方針1の総合評価－選定方針2の総合評価」の組み合わせが「A－A」「A－B」「B－A」となるものの重点眺望景観の第一次候補とした。

最後に、重点眺望景観の第一次候補について、選定方針3への適合状況を含めた総合評価を行い、重点眺望景観を抽出した。

1. 2 評価の結果

1. 1 に示す選定の方法に基づく評価の結果、15 件の重点眺望景観を抽出した。

重点眺望景観の選定の考え方 1 及び 2 の総合評価の結果を図 1-1 に、重点眺望景観の選定の考え方への適合状況を表 1-2 に、それぞれの奈良らしい眺望景観の位置付け（施策展開の方向性）を図 1-2 に整理した。

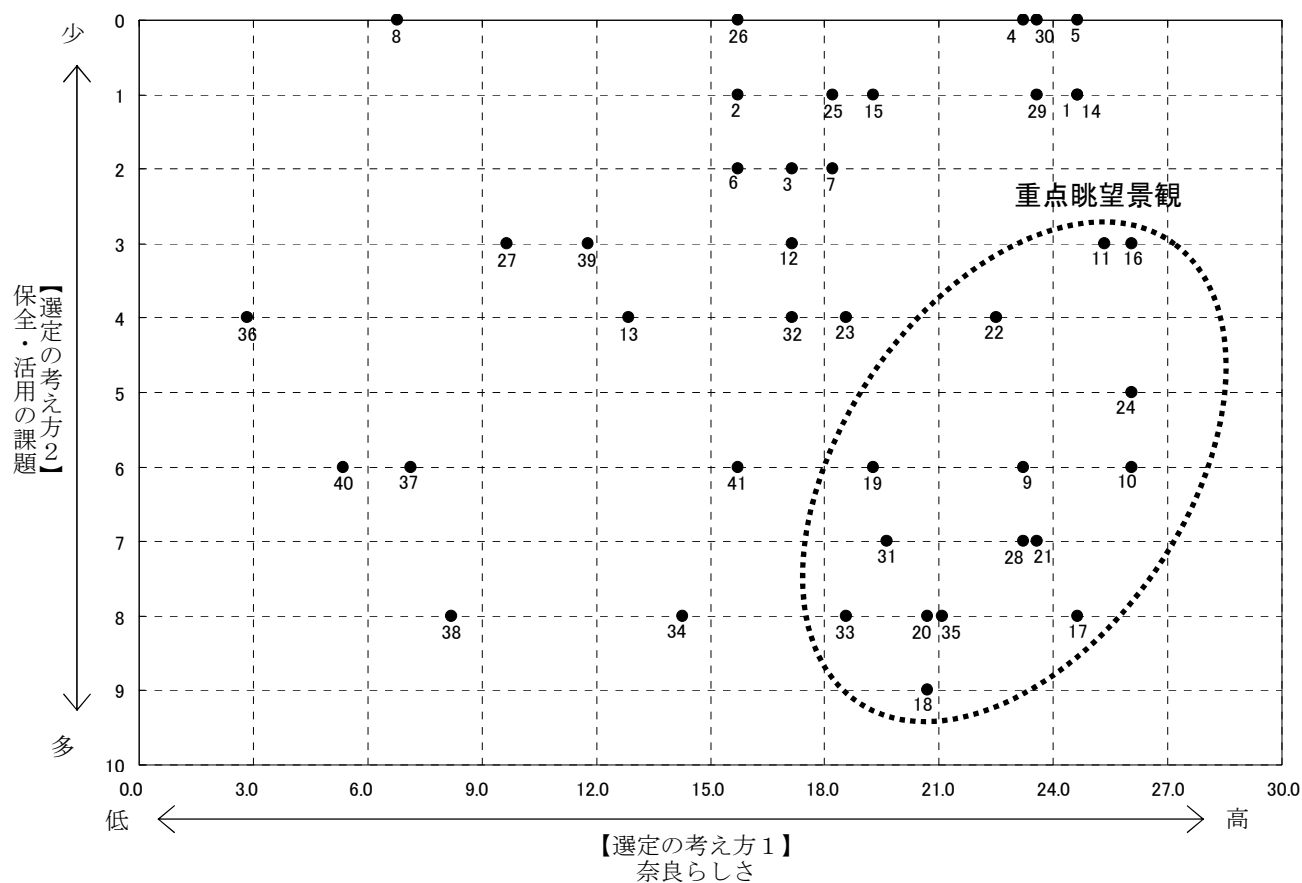


図 1-1 選定の考え方 1 及び 2 の総合評価の結果

表 1-2 重点眺望景観の選定の考え方への適合状況

番号	眺望景観の名称	重点的に保全活用に取り組む眺望景観の選定方針										重点 眺望景観
		選定の考え方1				選定の考え方2				第一次 候補	選定の考え方3	
		目に見える 景観の特性	心で感じる 景観の特性	情報としての 景観の特性	選定方針1の 総合評価	保全の 課題	再生の 課題	活用の 課題	選定方針2の 総合評価		住民活動などに基づく総合評価	
1	奈良県庁屋上広場から奈良市街地、山並み、社寺等への眺望	A	B	A	A	C	B	C	C			
2	大仏池池畔から東大寺大仏殿への眺望	B	B	B	B	C	B	C	C			
3	東大寺二月堂裏参道から東大寺二月堂への眺望	B	B	B	B	B	C	C	B			
4	東大寺二月堂から奈良市街地への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
5	若草山から奈良市街地への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
6	奈良奥山ドライブウェイ(雑司町区間)から東大寺大仏殿への眺望	B	B	B	B	C	C	A	B			
7	白毫寺から奈良市街地への眺望	B	B	A	B	B	C	C	B			
8	奈良奥山ドライブウェイ展望所から奈良盆地への眺望	C	B	B	C	C	C	C	C			
9	奈良町から興福寺五重塔への眺望	B	B	A	A	B	A	A	A	○	NPO法人さんが庫座、奈良町座などの多くの団体による活動がみられる。	○
10	奈良町から春日山等の山並みへの眺望	B	A	A	A	B	A	A	A	○	NPO法人さんが庫座、奈良町座などの多くの団体による活動がみられる。	○
11	荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望	B	A	A	A	B	C	B	B	○	奈良公園内では、多くのボランティア団体等の活動がみられる。	○
12	知事公舎前道路から若草山への眺望	B	B	B	B	B	C	B	B			
13	東大寺戒壇院前道路から東大寺戒壇堂への眺望	B	C	B	B	B	B	B	B			
14	春日野園地及び浮雲園地から若草山、東大寺大仏殿・南大門への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
15	鷺池池畔から浮見堂への眺望	A	B	B	B	C	C	B	C			
16	猿沢池池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望	A	A	A	A	B	B	C	B	○	奈良町に近接し、多くの市民の憩いの場ともなっており、奈良町と一体となった景観づくりの取り組みが期待できる。	○
17	JR奈良駅を含む三条通から春日大社一の鳥居、御蓋山、春日山への眺望	A	B	A	A	A	A	A	A	○	三条通地区地区計画が策定され、景観づくりに取り組んでいる。	○
18	近鉄奈良駅前を含む大宮通りから若草山への眺望	B	B	B	A	A	A	B	A	○	大宮通り景観まちづくりの会等による景観づくりの活動がみられる。	○
19	奈良阪(県道木津横田線)から東大寺大仏殿への眺望	A	B	B	B	B	A	B	A	○	東大寺大仏殿を象徴的に望めることから、眺望景観としての重要性の共有化が図りやすく、周辺住民と連携した取り組みへの展開が期待できる。	○
20	西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望	A	B	B	A	A	A	A	A	○	西安の森や若草中学校は地域住民の愛着のある空間であり、地域住民との連携による魅力の向上が期待できる。	○
21	一条通から転害門への眺望	A	A	B	A	B	A	A	A	○	一条通を含む奈良きたまちでは住民活動が活発に行われている。	○
22	大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望	B	A	A	A	B	C	B	B	○	アドプトプログラムによる市民団体による清掃活動等が実施されている。	○
23	水上池池畔から若草山等の山並みへの眺望	B	A	B	B	B	B	B	B			
24	平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望	A	A	A	A	A	B	C	A	○	NPO法人平城宮跡サポートネットワークにより、清掃、広報、文化教育活動などの各種取り組みが行われている。	○
25	平城宮跡から大極殿、朱雀門への眺望	B	B	A	B	C	B	C	C			
26	近鉄奈良線から大極殿、朱雀門への眺望	B	B	B	B	C	C	C	C			
27	歴史の道から垂仁天皇陵への眺望	C	B	B	C	B	C	C	B			
28	大池(勝間田池)池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望	A	B	A	A	A	B	A	A	○	周囲には良好な集落が残り、一体的なまちづくりにより地域の総合的な魅力の向上が期待できる。	○
29	薬師寺境内の眺望	B	A	A	A	C	C	C	C			
30	唐招提寺境内の眺望	B	A	A	A	C	C	C	C			
31	秋篠川堤防から薬師寺への眺望	B	B	A	B	A	A	B	A	○	秋篠川に桜を育む協議会等による活動が行われている。	○
32	あやめ新橋から若草山等の山並みへの眺望	B	B	B	B	C	A	B	B			
33	羅城門橋から朱雀門、大極殿への眺望	B	A	B	B	A	A	A	A	○	羅城門跡公園清掃ボランティア	○
34	山村町から奈良市街地、若草山等の山並みへの眺望	B	B	B	B	A	B	A	A	○	周辺の集落と連携した取り組みを進めていくためには、まず眺望景観としての重要性の共有化が求められる。	
35	柳生の里の眺望	B	A	A	A	B	A	B	A	○	古くからの集落コミュニティを活かし、地域住民が主体となり、観光や生業を活かしたまちづくり等が期待できる。	○
36	田原地区の茶畑、田園風景の眺望	C	B	C	C	B	B	B	B			
37	貝那木山城跡から都祁野盆地への眺望	C	B	C	C	A	B	B	A			
38	三陵墓古墳群史跡公園から都祁野盆地、都祁野岳への眺望	C	B	B	C	A	B	B	A			
39	月瀬梅林の眺望	B	B	B	B	B	C	C	B			
40	霊山寺境内から大和平野及び山並みへの眺望	C	C	B	C	A	C	A	A			
41	追分梅林から奈良市街地及び山並みへの眺望	B	B	B	B	B	B	A	A	○	周辺の集落と連携した取り組みを進めていくためには、まず眺望景観としての重要性の共有化が求められる。	



図 1-2 奈良らしい眺望景観の位置付け（施策展開の方向性）

2. 計画作成の経緯と体制

平成20年度に、奈良市ホームページにおいて、「奈良を感じるすばらしい眺め」の公募（公募期間：平成20年5月1日～平成20年8月29日）を行い、眺望景観の保全活用に向けた新たな取り組みを実施した。

平成21年度には、学識関係者5名からなる「奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議」を立ち上げ、眺望景観保全活用計画の策定に向けた検討を本格的に開始した。

平成22年度には、「奈良を感じるすばらしい眺め」の再公募（公募期間：平成22年8月12日～現在募集中）や、観光客、都市計画専門家、観光ボランティアガイドへのアンケート・ヒアリング調査を実施するとともに、平成21年度有識者会議の委員5名に奈良市在住の学識関係者2名ならびに行政関係者を加え、「奈良市眺望景観検討懇談会」として再編し、より市民の視点を踏まえた検討を進めた。併せて、行政関係者からなる庁内調整会議を組織して庁内関係部局の調整を図った。そして、平成23年3月に、眺望景観の保全活用に向けた基本的な考え方に関する部分を「奈良市眺望景観保全活用計画（素案）」としてとりまとめた。

平成23年度には、市民講座やホームページなどを通じて、平成22年度素案に対する市民意見を聴取し、より計画の熟度を上げていくとともに、平成22年度に引続き「奈良市眺望景観検討懇談会」を設置して眺望景観の保全活用のための具体的な施策の検討を進め、平成24年1月に「奈良市眺望景観保全活用計画（案）」をとりまとめた。そして、平成24年2月に予定しているパブリックコメントを実施し、平成24年4月下旬開催予定の奈良市景観審議会を経て、計画策定をする。

表2-1 奈良市眺望景観検討懇談会 学識関係者 委員名簿

勤務先／役職名	氏 名	備 考
大阪大学 名誉教授	鳴海 邦碩	座長、平成21～23年度
関西大学 准教授	木下 光	平成21～23年度
大阪大学 准教授	小浦 久子	平成21～23年度
大阪産業大学 教授	榊原 和彦	平成21～23年度
奈良女子大学 教授	増井 正哉	平成21～23年度
奈良まちづくりセンター 理事長	室 雅博	平成22～23年度
視覚伝達デザイン研究所 所長	横井 紘一	平成22～23年度

表2-2 奈良市眺望景観検討懇談会 行政関係者 委員名簿

所属／役職	氏 名	備 考
奈良市都市整備部都市計画室 室長	中田 治夫	平成22年度
	南 善嗣	平成23年度
奈良市都市整備部まちづくり指導室 室長	堀内 哲司	平成22年度
	東井 素生	平成23年度
奈良市観光経済部観光企画課 課長	尾上 雅規	平成22～23年度
奈良市観光経済部農林課 課長	廣岡 三郎	平成22年度
	西村 元秀	平成23年度
奈良市都市整備部都市計画課 課長	中澤 常浩	平成22年度
	喜多 六宏	平成23年度
奈良市都市整備部景観課 課長	西田 稔	平成22年度
	仲谷 裕巳	平成23年度
奈良市教育総務部文化財課 課長	西崎 卓哉	平成22～23年度

表 2-3 検討の経緯

年 度	日程・期間	内 容
平成 20 年度	平成 20 年 5 月 1 日～8 月 29 日	「奈良を感じるすばらしい眺め」の公募
平成 21 年度	平成 21 年 10 月 15 日	第 1 回奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
	平成 21 年 12 月 7 日	第 2 回奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
	平成 21 年 12 月 28 日	奈良市眺望景観勉強会
	平成 22 年 2 月 24 日	第 3 回奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
平成 22 年度	平成 22 年 8 月 12 日～現在募集中	「奈良を感じるすばらしい眺め」の公募（再）
	平成 22 年 8 月 29～30 日	都市計画専門家アンケート調査
	平成 22 年 9 月 18～19 日	観光客アンケート調査
	平成 22 年 9 月 27 日及び 10 月 7 日	観光ボランティアガイドヒアリング調査
	平成 22 年 10 月 29 日	平成 22 年度 第 1 回奈良市眺望景観検討庁内調整会議
	平成 22 年 11 月 2 日	平成 22 年度 第 1 回奈良市眺望景観検討懇談会
	平成 22 年 12 月 8 日	平成 22 年度 第 2 回奈良市眺望景観検討庁内調整会議
	平成 22 年 12 月 21 日	平成 22 年度 第 2 回奈良市眺望景観検討懇談会
	平成 22 年 1 月 24 日	奈良市眺望景観検討懇談会 委員現地視察及び協議
	平成 23 年 3 月 7 日	平成 22 年度 第 3 回奈良市眺望景観検討懇談会
平成 23 年度	平成 23 年 7 月 15 日	第 32 回奈良市景観審議会への「奈良市眺望景観保全活用計画（素案）」の報告
	平成 23 年 8 月 1 日～8 月末	奈良市ホームページにおける「奈良市眺望景観保全活用計画（素案）」への意見の募集
	平成 23 年 9 月 10 日	奈良市眺望景観保全活用計画プレイベント ～故郷の景色を守る～「眺望景観保全活用計画を知ろう」の開催
	平成 23 年 9 月 29 日	平成 23 年度 第 1 回奈良市眺望景観検討庁内調整会議
	平成 23 年 10 月 1 日	第 1 回奈良市眺望景観保全活用計画市民講座の開催
	平成 23 年 10 月 5 日	平成 23 年度 第 1 回奈良市眺望景観検討懇談会
	平成 23 年 10 月 8 日	第 2 回奈良市眺望景観保全活用計画市民講座の開催
	平成 23 年 10 月 15 日	第 3 回奈良市眺望景観保全活用計画市民講座の開催
	平成 23 年 12 月 1 日	平成 23 年度 第 2 回奈良市眺望景観検討庁内調整会議
	平成 23 年 12 月 19 日	平成 23 年度 第 2 回奈良市眺望景観検討懇談会
	平成 24 年 1 月 25 日	第 33 回奈良市景観審議会での「奈良市眺望景観保全活用計画（案）」の審議
	平成 24 年 2 月 15 日～3 月 16 日	「奈良市眺望景観保全活用計画（案）」に対するパブリックコメントの実施
	平成 24 年 3 月 26 日	平成 23 年度 第 3 回奈良市眺望景観検討懇談会
平成 24 年度	平成 24 年 4 月 27 日	第 34 回奈良市景観審議会への諮問・答申

3. なら・まほろば景観まちづくり条例（抜粋）

なら・まほろば景観まちづくり条例（抜粋）

平成2年3月27日条例第12号
改正

平成4年3月27日条例第20号
平成4年4月1日条例第23号
平成11年9月22日条例第19号
平成16年3月25日条例第5号
平成17年3月30日条例第6号
平成21年9月24日条例第46号

わたしたちのまち奈良は、先人の努力の成果を受け継いだ文化遺産と豊かで美しい自然とが調和し、その醸し出す景観が四季を通じてわたしたちの生活に潤いと安らぎを与えている。

わたしたち市民は、このかけがえのない貴重な景観を守り、育てるとともに、奈良にふさわしい魅力のある景観をつくり出すことにより、奈良のまちを一層愛着と親しみと誇りの持てるものとし、これを後世の市民に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他伝統的建造物群の保存、文化観光資源の保全並びに自然、歴史、文化及び都市が創（つく）り出す景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、奈良のまちを一層愛着と親しみと誇りの持てる美しいものとするを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- （2）屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- （3）伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- （4）伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
- （5）文化観光資源 史跡、名勝、社寺等の文化財及びこれらと周辺又は背景の自然的環境が一体をなす景観をいう。
- （6）文化観光保存地区 奈良国際文化観光都市建設法（昭和25年法律第250号）第3条第1項に規定する文化観光保存地区をいう。

（市長の基本的責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するために、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。（基本計画の策定）

第4条 市長は、景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、奈良市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（先導的役割）

第5条 市長は、道路、河川、公園その他の公共施設及び公益的施設の整備を行う場合には、都市景観形成基本計画との整合を図るとともに、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

（国の機関等への要請）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体（以下「国の機関等」という。）に対し、景観の形成について協力を要請しなければならない。

（啓発）

第7条 市長は、市民、事業者及び専門家（建築物等の設計又は施工を業として行う者をいう。）（以下「市民等」という。）に景観の形成に関する意識の高揚等を図るため、必要な措置を講じなければならない。

（市民等の責務）

第8条 市民等は、この条例の目的を理解し、市長が目的を達成するために実施する施策に対し、協力しなければならない。

2 市民等は、景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

3 市民等は、景観の形成に寄与するため、相互に連携し、協力しなければならない。

4 市民等は、建築物等の新築、改築、増築、修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は土地の形質の変更等を行うおうとするときは、景観の形成に配慮しなければならない。

第2章 景観の形成

第1節 景観計画

（景観計画の策定等）

第8条の2 市長は、第4条第1項に規定する都市景観形成基本計画に基づき良好な景観の形成を実現するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなら

い。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。
(景観計画の遵守)

第8条の3 景観計画が定められた区域(以下「景観計画区域」という。)において、法第16条第1項各号に掲げる行為をなし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第1節の2 都市景観形成地区
(都市景観形成地区の指定)

第9条 市長は、都市景観の形成を図るために必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定するものとする。

2 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該地区に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その要旨を審議会に提出しなければならない。

6 市長は、都市景観形成地区を指定したときは、その旨を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 都市景観形成地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、都市景観形成地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(都市景観形成基準)

第10条 市長は、前条第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該地区ごとに都市景観の形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 景観形成基準には、都市景観形成地区ごとに次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 建築物等の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)
- (3) 土地の形質(開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取後の地貌(ぼう)並びに水面の埋立て及び干拓後の地貌(ぼう))
- (4) 木竹の態様
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積後の地貌(ぼう)
- (6) 屋外広告物の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- (7) その他市長が必要があると認める事項

3 前条第2項から第7項までの規定は、景観形成基準を決定し、又は変更する場合について準用する。

(届出を要する行為等)

第11条 都市景観形成地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却
- (2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 開発行為
- (4) 土地の形質の変更(開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取後の地貌(ぼう)並びに水面の埋立て及び干拓後の地貌(ぼう))
- (5) 木竹の伐採
- (6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める行為

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で、次の各号に掲げるものについては、同項の届出を要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 都市景観形成地区の指定がされた際、当該地区内において、既に着手している行為
- (3) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (4) 国の機関等が行う第17条の2第1項に規定する重点地区内行為

(都市景観形成基準に基づく助言又は指導)

第12条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導するとき、審議会の意見を聴くことができる。

(空地に係る助言又は指導)

第13条 市長は、都市景観形成地区内において空地が当該地区の景観を阻害していると認めるときは、当該空地の所有者又は管理者に対し、都市景観の形成に配慮した空地の管理又は利用を図るよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導するとき、審議会の意見を聴くことができる。

第2節 都市景観形成建築物等

(都市景観形成建築物等の指定)

第14条 市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等、木竹その他の物件を都市景観形成建築物等として指定することができる。

2 第9条第2項の規定は、都市景観形成建築物等を指定する場合について準用する。

3 市長は、都市景観形成建築物等を指定しようとする

きは、あらかじめ、その所有者等（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、これらの者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

4 市長は、都市景観形成建築物等を指定したときは、当該都市景観形成建築物等にその旨を表示するものとする。

5 市長は、都市景観形成建築物等が滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったとき、又は公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

6 市長は、都市景観形成建築物等の指定をしたとき、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（届出を要する行為等）

第 15 条 都市景観形成建築物等の所有者等は、当該都市景観形成建築物等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の行為に該当する行為で、次の各号に掲げるものについては、同項の届出を要しない。

- （1） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （2） 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により、都市景観形成建築物等の都市景観の形成上の価値が損なわれるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

4 市長は、前項の規定により助言し、又は指導するときは、審議会の意見を聴くことができる。

（権利移転等の届出）

第 16 条 都市景観形成建築物等に関する権利の移転又は設定をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

第 3 節 景観計画区域内における行為の制限

（景観形成重点地区の指定等）

第 17 条 市長は、景観計画区域内のうち特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観計画区域及び景観形成重点地区における良好な景観の形成のための基準（以下「景観計画デザインガイドライン」という。）を定めるものとする。

3 景観計画デザインガイドラインには、第 10 条第 2 項各号に掲げる事項のうち良好な景観の形成に必要な事項について定めるものとする。

（大規模行為及び重点地区内行為の届出）

第 17 条の 2 景観計画区域内において、第 11 条第 1 項各号に掲げる行為のうち景観形成に大きな影響を与える大規模な行為（以下「大規模行為」という。）又は景観形成重点地区内において同項各号に掲げる行為（以下

「重点地区内行為」という。）をしようとする者は、規則の定めるところにより法第 16 条第 1 項の規定により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、同項の届出を要しない。

- （1） 法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為
- （2） 伝統的建造物群保存地区又は文化観光保存地区の区域内で行う行為その他の行為で規則で定めるもの

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

4 国の機関等は、第 1 項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により助言し、又は指導するときは、審議会の意見を聴くことができる。

（特定届出対象行為）

第 17 条の 3 法第 17 条第 1 項の条例で定める特定届出対象行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為で、景観計画区域内で行われる行為のうち、前条第 2 項各号に掲げる行為を除くすべての行為とする。

（勧告、命令等に係る手続）

第 17 条の 4 市長は、前条の行為において、法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令、この条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（行為の完了の届出）

第 17 条の 5 第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出又は同条第 4 項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 4 節 屋外広告物の表示等

（屋外広告物の表示等の届出）

第 17 条の 6 景観の形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める大規模な屋外広告物の表示等をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関等が行う行為については、届出を要しない。この場合において、国の機関等は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定による届出又は前項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 5 節 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）

第 17 条の 7 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観

重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更若しくは解除について準用する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、景観重要建造物又は景観重要樹木に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

第 6 節 眺望景観

(重要眺望景観の指定)

第 17 条の 8 市長は、一定の視点場から特定の対象物を眺望することにより、視覚にとらえることができる特に良好な景観を重要眺望景観として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による重要眺望景観を新たに指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(眺望景観保全活用計画の策定)

第 17 条の 9 市長は、前条の重要眺望景観の適切な保全及び活用を進めるため、眺望景観保全活用計画を定めることができる。

- 2 前項の眺望景観保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 眺望景観の保全及び活用に関する方針
 - (2) 眺望景観の保全及び活用に関する施策が特に必要と認められる地区(以下「眺望景観保全活用地区」という。)の範囲
 - (3) 眺望景観保全活用地区における眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項
 - (4) その他眺望景観保全活用地区における景観形成に必要な事項
- 3 市長は、第 1 項の眺望景観保全活用計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第 7 節 景観まちづくり組織等

(景観づくり協議会の認定)

第 17 条の 10 市長は、景観計画の提案、景観形成重点地区の指定等により、地域の良好な景観の形成を推進することを目的として市民等が設置した協議会で、次の各号のいずれにも該当するものを景観づくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

- (1) 当該地域の住民等により設置されていると認められるもの又はその活動が当該地域の住民等の支持を得ていると認められるもの
- (2) 規約、会則、定款等を有しているもの
- (3) その構成員に、景観まちづくりについて学識経験を有する者その他これに準ずるものを含むもの
- (4) 法令又は条例に違反する活動、公の秩序又は善良の風俗を害する活動、宗教的活動又は政治的活動を

していないもの

- (5) 専ら営利を目的とした活動をしていないもの
 - 2 市長は、前項の規定により認定した協議会が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その他協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、協議会に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。
- (景観形成市民団体の認定)

第 17 条の 11 市長は、一定の地域の良好な景観の形成に寄与する活動を行うことを目的とした市民団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) 規約、会則、定款等を有しているもの
- (2) 法令又は条例に違反する活動、公の秩序又は善良の風俗に反する活動、宗教的活動又は政治的活動をしていないもの
- (3) 専ら営利を目的とした活動をしていないもの

2 市長は、前項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 市長は、景観形成市民団体に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、景観形成市民団体に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。
- (景観アドバイザーの登録)

第 17 条の 12 市長は、第 3 条の施策を推進し、又は市民等が取り組む良好な景観の形成に関する活動を支援するため、良好な景観形成について助言を行う者を景観アドバイザーとして置くことができる。

- 2 景観アドバイザーに関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。
- (住民等による景観計画の提案)

第 17 条の 13 法第 11 条第 2 項に規定する条例で定める団体は、協議会、景観形成市民団体及び市長が別に定める要件を満たす団体とする。

- 2 景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号)第 7 条ただし書に規定する条例で定める規模は、法第 81 条第 1 項の景観協定の対象となる土地の区域に限り 0.1 ヘクタール以上とする。

— 以下省略